

第 22 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 2 年 10 月 15 日（木）9：00～9：15
 - 2 開催場所：三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム
 - 3 出席者：鈴木知事、稲垣副知事、廣田副知事、服部危機管理統括監、日沖防災対策部長、福永戦略企画部長、紀平総務部長、加太医療保健部長、大橋子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、安井廃棄物対策局長、大西地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長、横田南部地域活性化局長、前田農林水産部長、島上雇用経済部長、河口観光局長、水野県土整備部長、真弓県土整備理事、森会計管理者兼出納局長、木平教育長、喜多企業庁長、加藤病院事業庁長、藤井警察本部警備部長、高間四日市港管理組合経営企画部長、伊藤四日市市危機管理室長、事務局
- 4 議事内容：以下のとおり

（服部危機管理統括監）

- ・これより「第 22 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。
- ・事項 1「新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について」説明をお願いする。

議題 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

（中尾医療保健部副部長）資料 1 に沿って説明

- ・県内の発生状況等について説明する。資料 1 の下段、県内の発生状況について、昨日 10 月 14 日時点でのべ 544 人となっているが、緊急警戒宣言解除後クラスター発生による一定の増があるものの低減傾向が継続している。
- ・次ページ、直近 1 週間の人口 10 万人あたりの新規感染者数は、9 月 12 日以降 2.5 人以下を継続しており、昨日では 0.5 人となっている。緊急警戒宣言を解除した後、クラスターの発生時を除き、2.5 人を下回っているという状況にある。
- ・その下が年齢別の発生状況で、7 月は 30 歳未満が半数以上、8 月は家族内感染の拡大などにより各年代で感染している、9 月と 10 月はクラスターの影響により 60 代以上が約半数を占めている。
- ・次ページ、感染経路に関する状況だが、接触者としての感染が 73%、感染経路の判明している感染が 9%、感染経路不明が 18%。

- ・その下が保健所別の内訳、鈴鹿保健所管内において接触者としての感染が、件数、割合ともに多いのはクラスターの影響によるもの。
- ・次ページ、感染経路の詳細。まずは県内外についてだが、クラスターの影響もあり9月は県外の割合が非常に小さいが、10月に入り県外の割合が増えている状況。経路別では、8月は家族感染の割合が多いが、クラスターの発生で9月は医療機関、10月は介護施設の割合が多い。クラスターの状況についてだが、状況に落ち着きが見られるものの、いまだに収束が見られないクラスターとしては、6事例目、9月初めの病院で発生したクラスターで感染者数は70名、それから直近の8事例目、9月末に通所介護事業所で発生したクラスターで16名の感染となっている。
- ・次ページ、PCR検査件数・陽性率、10月11日時点で、検査件数は14,166件で、陽性率は3.8%。9月上旬以降、クラスターの発生等による一時的な増はあるものの、陽性率は減少傾向となっている。
- ・陽性率については、資料1の別添も配布している。全体の陽性率については資料1の表と同じ。その下、疑い例として診断され実施した疑い例検査陽性率は2.1%。一番下の接触者調査の一環として実施した接触者検査陽性率は6.5%。次ページ以降は新たな感染事例の疑い例検査の内訳で保健所管内別陽性率を示している。
- ・続いてモニタリング指標について、別紙1の最後のページをご確認いただきたい。三重県指針 Ver. 5で解除の目安は、直近5日間の新規感染事例数3、新規感染者数20、入院患者数50。10月11日にすべての指標について解除の目安に達し、以後継続している状況である。なお、国の分科会から提言された目安となる指標については、10月14日時点で全て下回っているという状況にある。

(服部危機管理統括監)

- ・このことについて何か質問はあるか。
(質疑なし)

議題2 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 6」 について

(服部危機管理統括監)

- ・事項2「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 6」について説明をお願いします。

(清水防災対策部副部長) 資料2に沿って説明

- ・事項2について、資料2、1ページの「はじめに」をご覧いただきたい。9月

18日に示した ver. 5において、特措法による要請の解除の目安として示したモニタリング指標における新規感染者数、入院患者数については、10月6日以降下回っており、新規感染事例数についても11日以降下回り、3つの指標が全て下回っているという状況にある。

- 1ページの2段落目にあるように、県外の感染防止対策が不十分な飲食店の利用自粛など、ver. 3以降継続していた特措法に基づく要請を解除することとする。
- 1ページの3段落目にあるように、ver. 6は、12月以降のイベント開催の取扱いについて改めて国から示されることも踏まえ、実施期間は11月30日までとする。
- 3ページ、「1. (2)『新しい生活様式』の定着と感染防止対策の徹底」についてであるが、8月の緊急警戒宣言中の感染状況を踏まえて、ver. 4、5で別途項目を増やしてお願いしていた部分を整理したものである。2つめの丸では、職場や学校へ感染を広げないよう、家庭の内外を問わず、「持ち込まない」「広げない」ために基本的な感染防止対策の徹底、3つめの○は、高齢者や基礎疾患をお持ちの方への感染防止対策の徹底、一番下の丸は、体調に異変を感じた際のかかりつけの医療機関への早期の相談のお願いである。
- 4ページ、「(4) 移動について」をご覧いただきたい。ver. 5では、感染者が多数発生している都道府県への移動については、必要性や移動先について慎重に検討するとともに、繁華街などとの往來を避けていただくこと、特にそうしたエリアにおける感染防止対策が不十分な飲食店の利用自粛など、特措法に基づく要請を行っていたところであるが、記載のとおり変更することとする。まず1つめの○は、県内、県外を問わず、移動の際は『新しい生活様式』や『新しい旅のエチケット』を実践し、感染防止対策を徹底いただくことを加えている。14、15ページに参考資料2として添付してあるのでご覧いただきたい。内容としては、旅先の状況確認や、移動や食事の際に会話は控えめにさせていただくなど、旅行者の視点で感染防止対策がまとめられているものである。2つめの○では、県外へ移動する場合、感染者が多数発生している都道府県をはじめ移動先の都道府県の感染状況や移動に関する方針等をよくご確認いただくようお願いするものである。
- 「3. 事業者の皆様へ (1) 基本的な感染防止対策の徹底」であるが、1つめと2つめの○については、これまでお願いしている内容について文言や文章の整理を行ったもので内容には変更はない。3つめの○は、医療機関、社会福祉施設においては、これまでの ver. 4、5では、特措法に基づく要請を行ってきたところだが、特措法に基づく要請は解除し、これまでに県内においてクラスターが複数発生していることから、改めて感染防止対策の徹底、職員や利

用者への注意喚起をお願いするものである。この他、Ver. 5 では、特措法に基づく要請として全国でこれまでクラスターが発生している施設における業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底、高等教育機関における感染防止対策の徹底、学生への注意喚起を行っていたが、これらについても解除とする。

- ・ 5 ページ以降については内容に大きな変更はない。説明は以上。

(服部危機管理統括監)

- ・ このことについて何か質問はあるか。

(質疑なし)

議題 3 その他

(服部危機管理統括監)

- ・ 各部局から報告等あればお願いしたい。

(報告等なし)

議題 4 知事指示事項

(服部危機管理統括監)

- ・ 次に知事から「知事指示事項」をお願いする。

(鈴木知事)

- ・ 10 月 11 日に県独自のモニタリング指標がすべて要請解除の目安を下回り、感染状況は一定の落ち着きを見せているので、特措法に基づく協力要請は解除するが、感染防止対策は緩めることなく取り組んでいく必要があることから、各部局においては「三重県指針」ver. 6 の内容について、丁寧に確実に県民・事業者の皆様に対し周知すること。また、対策の実施に当たっては、市町をはじめ関係機関と緊密に連携して取り組むこと。
- ・ 新型コロナウイルスは一定の落ち着きを見せつつあるものの、季節性インフルエンザの流行期が迫っている。発熱患者等の増加が想定される冬期の診療・検査体制について、市町や関係団体等とも連携しながら整備を進めること。
- ・ 教育委員会が令和 3 年 2 月、3 月に実施する県立高校の入試における対応策を発表したように、各部局においても引き続き早い段階から、県民に寄り添い、不安を解消するための対策に取り組むこと。
- ・ 「みえ得トラベルクーポン」や、10 月 20 日から食事券の引き換えが開始される「三重 Go To Eat キャンペーン」などを活用し、県内の施設や店舗を訪れる方が増加することが見込まれる。安心して旅行や飲食を楽しんでいただけるよう、各部局においては所管する団体に対し、ガイドラインの遵守や掲示物などを用いた感染防止対策の徹底について改めて周知するとともに、「安心みえ

る LINE」への登録、QRコードの掲示について、積極的な活用をお願いすること。

- 近く「Go To イベント」の事業者募集が開始され、県内でも様々なイベントが開催されることが想定される。対策本部や関係部局においては、県民や市町からイベント開催に向けた相談があった場合は丁寧に対応すること。
- 感染された方などに対する不当な差別や偏見、いじめを受けたりすることは、絶対にあってはならない。各部局においては、引き続きあらゆる機会を活用し、人権侵害が絶対に行われないよう呼びかけること。

(服部危機管理統括監)

- 各部局において、指示事項に基づいた適切な対応をお願いする。
- 以上で本部員会議を終了する。